

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1. 改正の趣旨

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)の施行に併せて、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」等の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 決済合理化法の施行に伴う規定の整備

決済合理化法の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 振替株式等の新規記録に係る約定照合手数料及び決済照合手数料の制定

振替株式等の新規記録に係る約定照合及び決済照合の機能提供に伴い、当該約定照合及び決済照合の手数料を別表(決済照合手数料表)に定める。

(3) その他

その他、所要の規定の整備を行う。

3. 施行日

決済合理化法附則第 1 条本文に規定する同法施行の日(平成 21 年 1 月 5 日)から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則等の一部改正について

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。）<u>第 9 条第 1 項ただし書</u>の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う<u>有価証券の売買その他の取引及び市場デリバティブ取引</u>（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）（以下「有価証券の取引等」という。）の決済条件の照合及び情報の送受信（以下「照合等」という。）に関する業務に関し必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>株券等の保管及び振替に関する法律</u>（昭和 59 年法律第 30 号。以下「法」という。）<u>第 4 条の 2 第 1 項ただし書</u>の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う<u>株券その他の有価証券の売買その他の取引及び市場デリバティブ取引</u>（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引をいう。）（以下「有価証券の取引等」という。）の決済条件の照合及び情報の送受信（以下「照合等」という。）に関する業務に関し必要な事項を定める。</p>
<p>(取扱業務)</p> <p>第 3 条 機構は、次に掲げる<u>有価証券の取引等の決済条件の照合等</u>に関する業務を取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>有価証券及び市場デリバティブ取引に係る発行、売買、取引、振替、解約、償還、清算等に関する情報の送受信に関する業務</u></p>	<p>(取扱業務)</p> <p>第 3 条 機構は、次に掲げる<u>有価証券等の決済条件の照合等</u>に関する業務を取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>有価証券等の発行、売買、取引、振替、解約、償還、清算等に関する情報の送受信に関する業務</u></p>
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第 5 条 次に掲げる者は、機構に対し、決済照合システムの利用を申請することができる。</p> <p>(1) <u>法第 44 条第 1 項各号に掲げる者</u></p> <p>(2) 投資運用業（金融商品取引法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者</p> <p>(3) 金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者以外の法人又は機構が特に認める者</u></p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第 5 条 次に掲げる者は、機構に対し、決済照合システムの利用を申請することができる。</p> <p>(1) <u>法第 6 条第 1 項各号に掲げる者</u></p> <p>(2) 投資運用業（金融商品取引法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）を行う者</p> <p>(3) 金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第 1 号から第 4 号に掲げる者以外の法人</u></p>
<p>(利用申請の審査及び承認)</p> <p>第 7 条 機構は、前条第 1 項の規定により、新規利用申請者又は利用者から申請書の提出を受けた場合で、当該新規利用申請者又は利用者が第 5 条第 1 号から第 4 号に掲げる者にあつては第 1 号</p>	<p>(利用申請の審査及び承認)</p> <p>第 7 条 機構は、前条第 1 項の規定により、新規利用申請者又は利用者から申請書の提出を受けた場合で、当該新規利用申請者又は利用者が第 5 条第 1 号から第 4 号に掲げる者にあつては第 1 号</p>

新	旧
<p>及び第2号、第5条第5号に掲げる者にあつては第1号及び第3号の基準に適合するものと認めるときは、新規利用申請者による決済照合システムの利用又は利用者による申請を承認するものとする。</p> <p>(1) <u>有価証券の取引等の円滑化を図るため決済照合システムを利用する必要性を有していること。</u>ただし、第5条第3号に掲げる者にあつては、それらが定める業務方法書(金融商品取引法第156条の3第2項第4号に規定する業務方法書をいう。)に定める業務を営むため、決済照合システムを利用する必要性を有していること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>約定照合及び決済照合に関する業務について決済代理人を用いること。</u>ただし、<u>利用形態が投資運用業を行う者に準ずる者</u>にあつては業務代行者を用いること</p>	<p>及び第2号、第5条第5号に掲げる者にあつては第1号及び第3号の基準に適合するものと認めるときは、新規利用申請者による決済照合システムの利用又は利用者による申請を承認するものとする。</p> <p>(1) <u>有価証券等の流通の円滑化を図るため決済照合システムを利用する必要性を有していること。</u>ただし、第5条第3号に掲げる者にあつては、それらが定める業務方法書(金融商品取引法第156条の3第2項第4号に規定する業務方法書をいう。)に定める業務を営むため、決済照合システムを利用する必要性を有していること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>約定照合及び決済照合に関する業務について決済代理人を用いること。</u>ただし、<u>取引状況が投資運用業を行う者に準ずる者</u>にあつては業務代行者を用いること</p>
<p>(届出事項)</p> <p>第9条 利用者は、機構に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、<u>利用者が機構の加入者(法第2条第3項に規定する加入者をいう。)</u>又は<u>間接口座管理機関(口座管理機関(同条第4項に規定する口座管理機関をいう。))のうち、他の口座管理機関から口座の開設を受けた者をいう。)</u>である場合には、第1号から第3号までに掲げる事項の届出は要しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第9条 利用者は、機構に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、<u>利用者が機構の参加者(法第2条第3項に規定する参加者をいう。)</u>又は<u>機構の加入者(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75条)第2条第3項に規定する加入者をいう。)</u>である場合には、第1号から第3号までに掲げる事項の届出は要しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(手数料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に掲げる手数料の料率<u>その他必要な事項は、別表に定める。</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に掲げる手数料の料率は、<u>機構が取締役会の決議を経てこれを定める。</u></p>
<p>(規則の改正)</p> <p>第23条 <u>機構は、決済照合システムの円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、この規則を改正することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(準拠法及び合意管轄)</p> <p>第24条 <u>この規則は、日本法に準拠するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>る。</p> <p><u>2 決済照合システムに関する機構と利用者との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において利用者に対し訴訟を提起することを妨げられない。</u></p>	

新	旧																																		
<p><u>別表（決済照合システム手数料表）</u></p>	<p><u>決済照合システム手数料表</u></p>																																		
<p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則(以下「規則」という。)第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は料率 A 又は料率 B のとおりとする。利用者は料率 A 又は料率 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額(基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 Web 端末利用料金の合計額)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>	<p>1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則(以下「規則」という。)第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は別表 A 又は別表 B のとおりとする。利用者は別表 A 又は別表 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額(基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 Web 端末利用料金の合計額)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>																																		
<p>料率 A</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>(1)機構が、規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資運用業を行う者である利用者及び利用形態がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2)・(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">約定照合手数料</td> <td rowspan="2">各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者</td> <td>約定照合が完了した取引に係る件数</td> </tr> <tr> <td>対象有価証券等が法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合 1 件につき 35 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1)機構が、規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資運用業を行う者である利用者及び利用形態がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)	(略)	(2)・(3) (略)	(略)	約定照合手数料	各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者	約定照合が完了した取引に係る件数	対象有価証券等が法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合 1 件につき 35 円	(略)	(略)		利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を		<p>別表 A</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本料金</td> <td>(1)機構が、規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資運用業を行う者である利用者及び取引状況がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2)・(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">約定照合手数料</td> <td rowspan="2">各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者</td> <td>約定照合が完了した取引に係る件数</td> </tr> <tr> <td>対象有価証券等が社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合 1 件につき 35 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1)機構が、規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資運用業を行う者である利用者及び取引状況がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)	(略)	(2)・(3) (略)	(略)	約定照合手数料	各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者	約定照合が完了した取引に係る件数	対象有価証券等が社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合 1 件につき 35 円	(略)	(略)		利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を	
区分	徴収対象者	徴収料率																																	
基本料金	(1)機構が、規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資運用業を行う者である利用者及び利用形態がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)	(略)																																	
	(2)・(3) (略)	(略)																																	
約定照合手数料	各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者	約定照合が完了した取引に係る件数																																	
		対象有価証券等が法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合 1 件につき 35 円																																	
	(略)	(略)																																	
	利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を																																		
区分	徴収対象者	徴収料率																																	
基本料金	(1)機構が、規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資運用業を行う者である利用者及び取引状況がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)	(略)																																	
	(2)・(3) (略)	(略)																																	
約定照合手数料	各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者	約定照合が完了した取引に係る件数																																	
		対象有価証券等が社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合 1 件につき 35 円																																	
	(略)	(略)																																	
	利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を																																		

新			旧		
	行う場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者			行う場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者	
	(1) 新規記録情報データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数（新規記録情報データ送信、新規記録情報承認結果通知データ受信） <u>対象有価証券等が一般債の場合 1件につき30円</u> <u>対象有価証券等が一般債以外の場合 1件につき13円</u> （略）		(1) 新規記録情報データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数（新規記録情報データ送信、新規記録情報承認結果通知データ受信） 1件につき30円 （新設） （略）
	(2) 新規記録情報承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数（新規記録情報データ受信、新規記録情報承認データ送信） <u>対象有価証券等が一般債の場合 1件につき30円</u> <u>対象有価証券等が一般債以外の場合 1件につき13円</u> （略）		(2) 新規記録情報承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数（新規記録情報データ受信、新規記録情報承認データ送信） 1件につき30円 （新設） （略）
決済照合手数料	(略)	(略)	決済照合手数料	(略)	(略)
料率 B			別表 B		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
基本料金	(略)	料率 A が定める区分毎に、それぞれの額を 10 で除した額	基本料金	(略)	別表 A が定める区分毎に、それぞれの額を 10 で除した額
約定照合手数料 決済照合手数料	(略)	料率 A が定める区分毎に、それぞれの額を 3 で乗じた額	約定照合手数料 決済照合手数料	(略)	別表 A が定める区分毎に、それぞれの額を 3 で乗じた額
統合 Web 端末 利用料金	(略)	料率 A が定める区分毎に、それぞれの額を 10 で除した額	統合 Web 端末 利用料金	(略)	別表 A が定める区分毎に、それぞれの額を 10 で除した額
2. ～ 5. (略)			2. ～ 5. (略)		
6. <u>本表に定める手数料は、当月分について翌月の最終営業日まで</u> に納入するものとする。			(新設)		
7. <u>機構は、利用者が第 6 項に規定する納入時期までに手数料を納入しなかった場合には、未納入金額 100 円につき 1 日 4 銭の割合による遅延損害金を当該利用者から徴収することができる。</u>			(新設)		

2. 附則

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。